

第3次稚内市教育大綱

■ 位置付け

平成 27 年 4 月 1 日改正施行の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 1 条の 3 に基づき、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。

■ 対象期間

令和 6 年度から令和 9 年度までの 4 年間

■ 基本方針

教育、文化、人材育成等、本市における最上位計画である「第 5 次稚内市総合計画」における教育分野の施策を基本としながら、「家庭教育・子育て支援」、「学校教育」、「社会教育」、「文化・スポーツ」の 4 つの視点から示したものです。

柱①

こどもまんなか社会の実現に向けての家庭教育、子育て支援の推進

【家庭教育・子育て支援】

家庭、地域の教育力の向上と子育て支援の推進により、子どもたち一人ひとりと、子どもたちに関わる全ての人々の幸せを目指す、ウェルビーイング（Well-being）を向上させるための環境づくりを目指します。

【重点施策1】

『子育て運動を基本とした家庭・地域の教育力向上の推進』

家庭と地域が連携して、大人としての義務を果たし、地域ぐるみで子どもを見守り育てる意識の醸成と、次代を担う子どもを真ん中に据えた地域社会の創造を目指します。

【重点施策2】

『家庭教育を応援する環境づくりと子育て支援の推進』

家庭環境の多様化によって、子育てについての不安や課題が複雑多岐にわたっていることから、妊娠期から子育て期まで一貫して、その家庭に寄り添い、それぞれに合った子育て支援サービスを提供し、地域に見守られながら安心して子育てができる環境づくりを推進します。

柱②

次代を担う人材の育成と地域とともにある学校づくりの推進

〔学校教育〕

学校を中心に家庭と地域が力を合わせ、未来の稚内を創造する「わっかない人(びと)」の育成を目指します。

【重点施策1】

『地域と連携・協働しながら「生きる力」を育む学校教育の推進』

義務教育9年間を一体的に捉えた小中連携、小中一貫教育を通して、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育み、多様な人々と協働しながら未来を切り拓く心豊かな子どもを育成する学校教育の推進を図ります。

また、社会に開かれた教育課程の実現に向けて、コミュニティ・スクールを核とした、地域とともにある学校づくりを推進します。

【重点施策2】

『教育DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進』

学校教育におけるDXの推進により、ICTを活用した授業支援や学力向上への取組を加速度的に進めるとともに、教職員の働き方の改善による教材研究等の時間の確保により、児童生徒の学力向上や教育の質の向上を図ります。

柱③

市民の学びを支える地域づくり

〔社会教育〕

地域のつながりの中で共に学び、気づきを育み、学ぶ楽しさや活かす楽しさを実感できる学習環境の構築を目指します。

【重点施策1】

『学びを通じた活力に満ちた地域づくりの推進』

多様なニーズに基づく学習機会の充実と楽しみながら学び、豊かな生活の営みにつなげる社会教育体制を推進します。

【重点施策2】

『知識・技能等が継承される学習環境の整備』

年齢階層を超えた多世代による学習の場を確保することにより、世代間の交流と学びの持続、知識や技能が継承される学習環境の整備を進めます。

柱④

地域と共創した持続可能な文化・スポーツ活動の推進

〔文化・スポーツ〕

文化・スポーツ活動を通して、生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むことができる社会の実現を目指します。

【重点施策1】

『文化に触れる機会の充実と知識・技術の継承』

文化芸術団体と連携し、活動の活性化を図り、団体への支援を充実させることで、知識・技術の継承につなげるとともに、様々な分野の舞台芸術等の鑑賞の機会の充実に努め、文化振興を推進します。

【重点施策2】

『生涯にわたりスポーツに親しむ環境づくりと心身の健康増進』

スポーツを通じて豊かで明るい郷土を築くことを目指す「スポーツ都市」を宣言するまちとして、市民が生涯にわたり様々な形でスポーツやレクリエーション活動に参画し、心身ともに健康で充実した人生を送ることができるよう、本市の自然や特徴を活かしながら、日頃からスポーツに親しめる環境整備を推進します。